

【別添】

とりぎん文化会館小ホール舞台機構設備改修業務仕様書

1 業務の名称

とりぎん文化会館小ホール舞台機構設備改修業務

2 業務の目的

小ホールに設置されている舞台機構について、当該設備の性能・機能を維持し、長期的に安定した運用を行う為、指定の舞台機構設備のマシン、ワイヤーロープ、滑車等の更新を行う。

3 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 業務場所

とりぎん文化会館 小ホール（鳥取県鳥取市尚徳町101-5）

5 業務の内容

(1) 打合せ及び記録

打合せは、次の時期に行うこと。

ア 業務着手時

イ 発注者、業務監理者又は受注者が必要と認めた時

(2) 基本調査

ア とりぎん文化会館が保管している資料の内容確認を行うこと。

(ア) 改修履歴、故障履歴、保守点検記録について

(イ) 機器単体の各種測定データ

(ウ) その他必要なもの

イ 現地調査

(ア) 受注者は着手にあたり、事前に現地調査を行うこと。

(イ) 設計図書とのくい違い及び業務範囲内に記載されていない内容については、業務着手前にその内容について業務監理者と協議を行うこと。

(ウ) 各設計図に記載する既設寸法等については参考寸法であるため業務着手前に現場実測を行い、業務監理者と協議の上、寸法等を決定すること。

(エ) その他着手にあたり、必要と考えられる調査を行うこと。

(3) 設計図書の確認

(別添) とりぎん文化会館小ホール舞台機構設備改修業務特記仕様書 (以下「特記仕様書」という。)

図面番号 T-01 から T-09 に基づき施工を行うこと。

(4) 業務実施図面作成

業務実施前に業務監理者へ提出し承認を受けること。

(5) 現場管理

作業工程は業務監理者及び施設担当職員と打合わせの上、作業工程表を作成し、業務監理者の承諾を受け、契約期間内に完全に完了すること。

6 業務の対象物 (詳細な改修内容については特記仕様書 図面番号 T-02 を参照)

(1) 吊り物機構

- ア 緞帳
- イ ボーダーライト
- ウ バトン1
- エ サスペンションライト
- オ ホリゾントライト
- カ バトン2
- キ 引割幕
- ク スクリーン兼ホリゾン幕
- ケ 袖幕 (上手)
- コ 袖幕 (下手)
- サ 客席バトン1から5

(2) 床機構

- ア 昇降床1
- イ 昇降床2 (上手)
- ウ 昇降床2 (下手)
- エ 昇降床3-a
- オ 昇降床3-b
- カ 昇降床3-c

(3) 幕

- ア 緞帳
- イ 一文字幕 (1)
- ウ 一文字幕 (2)
- エ 袖幕
- オ 引割幕
- カ ダメ幕
- キ 下手出入り扉黒幕
- ク 上手出入り扉黒幕
- ケ スクリーン兼ホリゾン幕

(4) 移動型音響反射板

音響反射板

(5) 照明器具

- ア 147W LEDフレネルレンズスポット
- イ 付属バンドア
- ウ 付属電源ケーブル3m
- エ 付属電源ケーブル5m
- オ ダンブラーケース

7 業務完了時の提出書類及び検査

本業務完了後、5日以内又は令和7年3月14日のいずれか早い日までに業務完了通知書を提出し、その日から10日以内又は令和7年3月24日のいずれか早い日までに検査を受けること。

8 成果品

業務完了時に、次の事項を記載した完成図書を2部、成果品として提出すること。

(完成図書)

- ・完成図面
- ・取扱い説明書
- ・作業写真（作業着手前、作業中、作業完了後）
- ・試験成績書
- ・保証書（1部は写し）

9 業務にあたっての留意事項等

- (1) 仕様書に記載されていない事項であっても、軽微な作業で、本設備の管理保全及び事故防止上、業務監理職員が必要と認めた作業は、委託料の範囲において、これを実施するものとする。
- (2) 施工に必要な資格等
受注者は、舞台機構に関する専門知識を有し、それらの作業に熟練した者に設置・調整作業等を行わせること。
- (3) 諸法令に定める所定の手続き等
受注者は、諸法令に定める所定の手続を適正に行うこと。
- (4) 作業日の指定
作業日は、施設担当職員と調整を行なって決定すること。
- (5) 機材等
本業務に使用する機材等は、現地調査を行った上で選定し、作業前に業務監理者の確認を受けること。
- (6) 既設品の処分等
交換の対象となる既設品及び発生材については搬出し、関係法令に従い適正に処分すること。
- (7) 不具合対応
発注者が実施する検査を終了した後1年間は、受注者の責任と認められる不良箇所が発生したもののについては、受注者の負担で対応すること。それ以外のものについては、別途協議し決定すること。
- (8) 仮設計画
ア 本改修業務を実施するにあたり既設建物及び既設設備が損傷・汚損の恐れがある場合は養生シートやベニヤ板等で保護すること。重量物が通過する箇所においては、12mm程度のコンパネを敷き込むなど十分注意し行うこと。
イ 各設備機器・資材等は、出来るだけ環境に配慮したものを使用すること。
ウ 機材等の指定がある場合は、該当する機材を使用又は同等以上のものを使用すること。
- (9) 既存施設の保全
ア 運搬路、周辺敷地及び工作物に対し損傷を与えないよう予防措置を講じ、また、損傷を与えた場合は、速やかに原形に復するものとする。
イ 施設利用に支障を生ずる恐れのある振動、騒音の発生する作業を行う場合、極力閉館日に行う。
- (10) 現地作業が完了し、試験調整を行った後に、施設担当職員への取扱い説明を行うこと。

10 仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

11 その他

- (1) 本業務の監督職員として業務監理者を配置する。
- (2) 業務実施に当たっては、業務監理者及び施設担当職員と十分調整を図ること。
- (3) やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ業務監理者を通じ、発注者と協議の上、承認を得ること。
- (4) 成果品に係る著作権は発注者に帰属すること。
- (5) 本仕様書に記載されていない事項については、発注者の指示に従うこと。